

令和2年7月春日市農業委員会臨時総会議事録

1 開催日時及び場所

- (1) 日時 令和2年7月21日(火) 開会午後2時30分
閉会午後3時30分
- (2) 場所 市役所本庁舎 407会議室

2 出席委員氏名(敬称略)及び人数

武末 善和、山内 寿郎、白水 善継、薛 芳子、高橋 正生
鬼倉 美代子、白水 高子、田中 良輝、松尾 源吾、八尋 將秦
以上 10 人

3 総会に附した議題及び審議の内容
別紙記載のとおり

4 動議及び提案者の氏名

- (1) 動議 なし
- (2) 提案者

5 議事録署名員に指名された委員

八尋 將秦、高橋 正生

6 書記氏名

中村 丈一郎

7 事務局出席者

小池 八太、杉浦 かおり、畠中 雄一、中村 丈一郎

令和2年7月臨時総会議題及び審議内容

事務局長	<p>定刻となりました。ただ今から令和2年7月臨時総会を開会いたします。</p> <p>本日は委員10名中10名の出席となっております。春日市農業委員会会議規則第6条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立します。</p> <p>規則第4条によりますと、総会の議長は会長に務めていただくこととなっておりますが、会長が決まるまで私が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、委員の皆様のご自己紹介をお願いしたいと思います。自己紹介は、地区名とお名前等の簡単なもので構いません。それでは、武末委員から反時計回りをお願いいたします。</p>
各委員	(各委員自己紹介)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして事務局職員の紹介をさせていただきます。</p>
事務局	(事務局職員自己紹介)
事務局長	<p>続きまして、議事録署名員の選出をいたします。</p> <p>議事録署名員の役割について説明いたします。総会の議事録を市のホームページで公開する必要があるため、総会が開催される毎に事務局が議事録を作成します。議事録署名員は、その議事録の内容が適正であるかの確認をしていただきます。</p> <p>事務局が議事録を作成し、議事録署名員のご自宅に郵送しますので内容の確認をお願いします。確認後、議事録原本に署名押印が必要になりますので、次回総会時にご印鑑をお持ちください。</p> <p>では、規則第13条に基づきまして、出席委員の中からお二人指名させていただきます。八尋委員と高橋委員をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">議事第1号 農業委員会会長及び副会長の選出について</p>
事務局長	<p>では、議題に入らせていただきます。</p> <p>まず、会長の選出についてですが、農業委員会等に関する法律第5条に基づき、委員が互選した者を充てることとなっております。</p> <p>どなたか、会長として推選したい方はいらっしゃいますか。</p>
高橋委員	(白水善継委員を推選)
事務局長	他に推選したいという方はいらっしゃいますか。
各委員	(他に推選なし)

事務局長	それでは、白水委員を会長とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	(全員賛成)
事務局長	全員賛成ですので、会長は白水委員にお願いいたします。 会長が決定いたしましたので、ここからの議事進行は会長にお願いいたします。 白水会長は、会長席に移動をお願いいたします。
会長	(会長就任あいさつ) それでは、続きまして、副会長の選出に入りたいと思います。
会長	(山内委員を推選) 他に推選したいという方はいらっしゃいますか。
各委員	(他に推選なし)
会長	特に異議はございませんでしたので、副会長は山内委員にお願いします。 では、山内委員は副会長席に移動をお願いします。 副会長就任のあいさつを一言お願いします。
副会長	(副会長就任あいさつ)
会長	ありがとうございました。これをもちまして議題を終了いたします。 続いてその他事項に入ります。事務局から説明をお願いします。
事務局	(その他事項について説明) (1) 農業委員の報酬等について (2) 農業委員の業務について (3) 全国農業新聞について (4) 農業委員会預かり金について
会長	ご意見やご質問はありませんか。
松尾委員	7月に開催される福岡県農業会議主催の新任農業者研修会はコロナのために参加を断念したとのことだが、研修を受けてなくても業務の内容等を理解することは可能か。
事務局	業務の内容については事務局から適宜説明を行い、定例総会等の機会を活用しながら、委員の皆様には情報提供していく予定です。
会長	その他に質問はないようですので、引き続き事務局より説明をお願いします。

事務局長	それでは、市長等の春日市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例について人事法制課長から説明させていただきます。
人事法政課長	(市長等の春日市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例について説明)
会長	ご意見やご質問はありませんか。
松尾委員	市長等の損害賠償責任について、条例において、賠償の限度額を定めて損害賠償責任の一部を免責することができるとのことだが、農業委員については、基準給与年額の2倍を超える部分が免責されるということによいか。
人事法制課長	そのとおりです。
事務局	その他に質問はないようですので、次回の総会について案内させていただきます。 次回の総会は8月11日(火)午後2時 場所は407会議室です。 事務局からの説明は以上です。
会長	全体を通してご意見やご質問はございませんか。
松尾委員	他市町村で農業をしている人が、春日市で農地を取得し農業をすることは可能か。
事務局	一定の条件を満たし農業委員会が許可すれば可能です。春日市の場合、農地の譲受人又は借人が耕作することになる農地面積が、農地取得(売買・貸借)後に、最低10a(アール)以上でなければ許可できないなどの要件がありますので、実例があった際に、総会にて改めてご説明させていただきます。
会長	その他、ありますか。
各委員	(意見及び質問なし)
会長	ご意見がないようですので、これをもちまして令和2年7月臨時総会を閉会いたします。

春日市農業委員会委員
春日市農業委員会委員